

○大山町空き家家財道具処分費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大山町空き家家財道具等処分費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、空き家の所有者に対し、当該空き家の家財道具等を処分するために必要な費用を助成することにより、大山町空き家・空き地情報活用制度へ賃貸物件としての登録を促すことで空き家の有効活用と本町への移住定住の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大山町空き家・空き地情報活用制度要綱第4条の規定による登録のうち、賃貸を含む登録を3年以上継続する意思のある者
- (2) 3親等以外の者に売買又は賃貸するため、空き家の家財処分等を行う者
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該物件の残存する家財道具等の処分及び搬出について廃棄物処理業者等に委託した経費とする。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、50万円を上限とする。

(補助金の申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大山町空き家家財道具等処分費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添付し提出するものとする。

- (1) 事業に係る経費の見積書等の写し

(2) 処分対象となる家財道具等の状況写真

(3) 納税確認同意書

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該交付申請について審査し、交付すべきものと認めたときは速やかに大山町空き家家財道具等処分費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象事業が完了したときには、速やかに補助事業等実績報告書(様式第3号)に次の各号に定める書類を添付し町長に提出しなければならない。

(1) 事業の内容がわかる明細書又は契約書

(2) 支出証拠書類(領収書等)

(3) 作業中の写真

(補助金額の確定)

第9条 町長は、完了報告の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、大山町空き家家財道具等処分費補助金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 申請者は前条の規定による通知を受けたときは、町長に補助金等交付請求書(様式第5号)を提出するものとし、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

2 町長は、申請者が、3年以内に大山町空き家・空き地情報活用制度の賃貸物件としての登録を取り下げたときは、申請者に対して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2 この告示の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成25年大山町条例第31号)を適用する。

附 則

この告示は令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 住 所
氏 名

年度大山町空き家財道具等処分費補助金交付申請書

大山町空き家財道具等処分費補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象事業名 年度大山町空き家財道具等処分費補助金
- 2 事業の内容

空 家 の 住 所	大山町 番地
空き家の所有者	
事業に要する経費	円
交 付 申 請 額	円
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
委 託 事 業 者 等	

- 3 添付書類 (1) 事業に係る経費の委託事業者等が発行する見積書等の写し
(2) 処分対象となる家財道具等の状況写真
(3) 納税確認同意書

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

大山町長

年度大山町空き家家財道具等処分費補助金の交付（不交付）決定について（通知）

年 月 日付で申請のあった大山町空き家家財道具等処分費補助金については、大山町空き家家財道具等処分費交付要綱7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

（ 担当 課 電話 ）

記

交付決定額 円

（不交付理由）

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大山町長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大山町を被告として（訴訟において大山町を代表する者は大山町長となります。）、提起することができます。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 住 所

氏 名

大山町空き家家財道具処分費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった大山町空き家家財道具処分費補助金に係る事業実績について、大山町空き家家財道具処分費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称 年度大山町空き家家財道具等処分費補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助対象事業費（実績額） 円
- 4 完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類 (1) 事業の内容がわかる明細書又は契約書
(2) 支出証拠書類（領収書等）
(3) 作業中の写真

様式第4号（第9条関係）

番 号
年 月 日

様

大山町長

大山町空き家財道具等処分費補助金確定通知書

年 月 日付で完了届のあった大山町空き家財道具等処分費補助金については、下記のとおり確定しましたので、大山町空き家財道具等処分費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

（ 担当 課 電話 ）

記

補助金の確定額 円

様式第5号（第10条関係）

補助金等交付請求書

一金 円也

これは 年 月 日 第 号をもって交付決定通知のあった
年度大山町空き家家財道具等処分費補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
氏 名

大山町長 様